

肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領

令和6年5月28日付け肉改協発第9号

肉用牛改良情報活用協議会（以下「肉用牛協議会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1560号農林水産事務次官依命通知。）ならびに畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）に基づき、我が国の畜産の生産基盤の強化を図るための事業を実施することとし、その実施に当たってはこれらに定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 事業の内容

肉用牛協議会は次に掲げる事業を行うものとする。

### 1 肉用牛の出荷時期早期化対策

#### （1）肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入する取組

取組主体が、肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器（肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等）を導入し、肥育牛の出荷時期の早期化を図るための取組への支援

#### （2）肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の活用マニュアルの作成や技術研修会を開催する取組

肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入した取組主体が、機器の活用マニュアルの作成や専門家による機器活用技術研修会を開催する取組への支援。

## 第2 取組主体の要件

本事業の取組主体は、肉用牛の出荷時期の早期化等を検討する取組を目的に掲げて活動を行う組織であって、次の1から6のいずれかの団体とし、かつ肉用牛協議会が行う公募において選定された組織であることとする。

- 1 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- 2 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- 3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 4 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

- 5 都道府県
- 6 その他肉用牛協議会代表が認める団体

### 第3 事業の要件

本事業における事業の要件は以下のとおりとする。

- 1 取組主体は第7に定める事業評価報告書の提出期日後、第1の1の(1)で導入した生体肉質診断機器を引き続き肥育牛の出荷時期の早期化のために利用すること。

### 第4 取組主体の募集及び決定

#### 1 取組主体の募集

肉用牛協議会は第1の1の(1)又は(2)若しくは(1)及び(2)の事業に取り組む取組主体を公募により募集するものとし、公募にあたっては国と緊密に連携するものとする。

なお、取組主体を公募する際の手続きについては、肉用牛協議会が別に定めるものとする。

#### 2 取組主体の決定

取組主体の選定は、肉用牛協議会が設置する審査委員会による審査を経た上で決定するものとする。

なお、採択する取組主体の決定に係る審査基準及び審査方法等については、肉用牛協議会が別に定めるものとする。

### 第5 肉用牛協議会の補助対象経費等

- 1 肉用牛協議会は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、取組主体が第1に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目について整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

#### 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

### 第6 事業の実施手続等

#### 1 補助金の交付申請(取組計画承認申請)及び交付決定

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、肉用牛協議会代表が別に定める期日までに別紙様式第1号により補助金交付申請書を肉用牛協議会代表に提出する

ものとする。

肉用牛協議会代表は、提出のあった補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、取組主体に対しその旨通知するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号によりの補助金交付変更（中止又は廃止）承認申請書を肉用牛協議会代表に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業取組主体における事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増又は30%を超える減
- (4) 取組主体の変更
- (5) 取組主体の組織の改変等に伴う名称等の変更

## 3 補助金の概算払

肉用牛協議会代表は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、取組主体が、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号により補助金概算払請求書を肉用牛協議会代表に提出するものとする。

## 4 状況報告

- (1) 取組主体は、この事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別紙様式4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに肉用牛協議会代表に提出するものとする。ただし、第6の3の補助金概算払請求書の提出をこれに代えることができるものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、肉用牛協議会代表は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

## 5 事業実績の報告

- (1) 取組主体は、別紙様式第5号により事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月21日のいずれか早い期日までに肉用牛協議会代表に提出するものとする。
- (2) 事業費の確定と支払

肉用牛協議会は、事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付決定を行った範囲内において事業に要した額を確定し、取組主体に対して確定した補助金の精算払を行うものとする。

## 第7 事業の評価等

- 1 取組主体は、事業実施年度の3年後の4月10日までに別紙様式第6号により事業評価報告書を作成し、肉用牛協議会代表に提出するものとする。
- 2 取組主体は、1の事業評価報告の提出期日までの間、毎年4月10日までに導入機器の使用状況等について別紙様式第7号により事業経過を作成し、肉用牛協議会代表に報告するものとする。なお、肉用牛協議会代表の求めに応じ、1の提出期日

後においても、導入した機器を引き続き利用し、毎年4月10日までに同事業経過を肉用牛協議会代表に報告するものとする。

## 第8 管理運営

肉用牛協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な事業実施に向けた指導を実施するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、肉用牛協議会は、関係書類の整備、機器の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

## 第9 不正行為等に対する措置

- 1 肉用牛協議会は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、取組主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、肉用牛協議会は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた措置等について、畜産局長に報告するものとする。

- 2 肉用牛協議会は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めたときは、指名する職員に取組主体への調査を行わせることができるものとする。

## 第10 他の施策等との関連

本事業の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 家畜共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

- 2 環境負荷低減に向けた取組強化

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第15条に定める基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため事業実施年度に実践する内容を、補助金交付申請時にチェックシートで提出するとともに、本事業の受益者となる畜産経営体及びその他の民間事業者がある場合には、同様にチェックシートを取組主体に提出するものとする。

- 3 労働安全の確保

肉用牛協議会及び取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握などにより、作業従事者及び本事業の受益者となる農業者に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

## 第11 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、肉用牛協議会に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### 2 事業実績等の報告時の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の5の（1）に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

### 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の5の（1）に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第8号の消費税仕入控除税額報告書を速やかに肉用牛協議会代表に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を肉用牛協議会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により肉用牛協議会代表に報告しなければならない。

## 第12 事業の推進指導等

肉用牛協議会は、農林水産省の指導の下、都道府県、取組主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

## 第13 帳簿等の整備保管等

1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 肉用牛協議会代表は、この協議会要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 附 則（令和6年5月28日付け肉改協発第9号）

この要領は、令和6年5月28日から施行する。

別表1

## 補助対象経費

費目	細目	内容	補助率
事業費	(1) 生体肉質診断機器の購入費	肥育牛の出荷時期を見極めるために必要な機器(肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等)の購入にかかる経費	1/2 以内
	(2) 生体肉質診断機器の活用マニュアル作成、技術研修会開催等費用	肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器(肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等)の活用マニュアルの作成や専門家による機器活用技術研修会開催に要する経費	定額

別紙様式第1号（第6の1関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業  
補助金交付申請書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表

殿

住 所

取組主体名称

代表者の役職及び氏名

印

令和○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第6の1の規定に基づき補助金〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）（別紙様式第1号－1）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
1 生体肉質診断機器の導入	円	円	円	
2 生体肉質診断機器の活用マニュアルの作成、技術研修会の開催等				
合 計				

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減	
			増	減
1 国庫補助金	円	円	円	円
2 その他				
合 計				



(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減	
			増	減
1 国庫補助金	円	円	円	円
2 その他				
合 計				

(注) 区分欄には、別表1の事業の細目を記載する。また、必要に応じて精算内容を記載する。

6 添付書類

- (1) 取組主体等の規約
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書（ある場合）
- (3) 実績報告書の場合は、支出証拠書類（経費の内訳及び領収書等の証拠書類の写し）
- (4) その他、肉用牛協議会の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

別紙様式第1号—1（事業の内容及び計画）

令和〇年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

実施計画書

1 生体肉質診断機器の導入

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考
		台		

（注1）対象者の欄には機器を配置する組織を記入。

（注2）積算根拠の欄には導入する機種、単価を記入。

2 機器活用マニュアルの策定計画

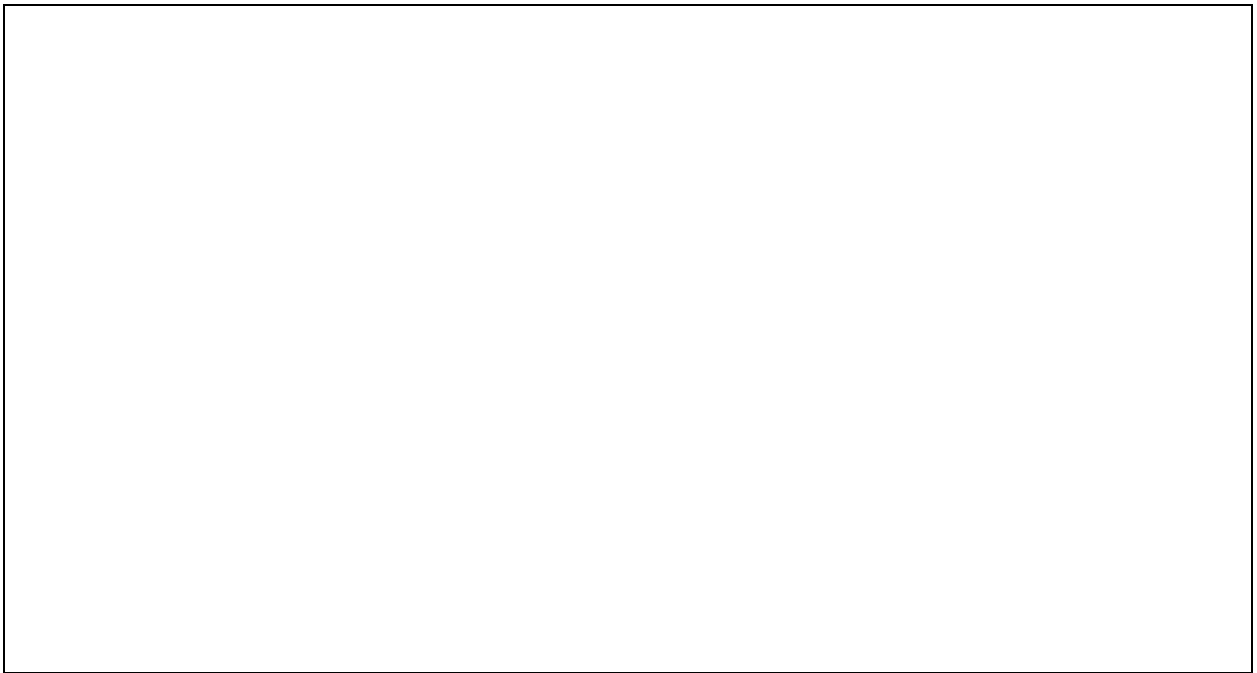
時期	場所	参集範囲	取組内容	備考

（注）マニュアル策定にあたり必要となる検討委員会、現地検討会、普及活動等の実施計画を記載すること。

3 技術研修会の開催計画

回数	時期	場所	研修対象者及び人数	取組内容	備考

#### 4 事業の推進実施体制図



(注) 実施体制を本事業の取組主体や関係者の位置づけを模式図等により明確に記載すること。

#### 3 添付書類

- (1) 整備を予定している（又は整備した）機器のカタログ、パンフレット等
- (2) その他事業計画の説明に必要な資料
- (3) 実績報告書にあっては、整備した機器の管理台帳の書類の写し

別紙様式第2号（第6の2関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業  
補助金変更（中止又は廃止）承認申請書  
（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷  
時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会  
代表 殿

住 所  
取組主体名称  
代表者の役職及び氏名 印

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第6の2の規定に基づき（注2）申請します。

記（注3）

（記載要領）

（注1）○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）○○については、「変更」のうち補助金の追加交付が必要な場合のみ、「補助金○○円を追加交付されたく」と記載する。

（注3）記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別紙様式第3号（第6の3関係）

令和〇年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業  
補助金概算払請求書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会  
代表

殿

住 所  
取組主体名称  
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第6の3の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名           〇〇〇   支店名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号（第6の4関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業  
事業遂行状況報告書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表 殿

住 所  
取組主体名称  
代表者の役職及び氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第6の4の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和○年12月31日 までに完了したもの		令和○年1月1日以 降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 年月日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 区分欄には、別紙様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。  
2 事業費欄には、事業の出来事を金額に換算した額を記載すること。

別紙様式第5号（第6の5の（1）関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業  
補助金実績報告書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表 殿

住 所  
取組主体名称  
代表者の役職及び氏名 印

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第6の5の（1）の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて精算額として畜産生産力・生産体制強化対策事業費補助金○○○円の交付を請求します。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。  
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内容を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 振込先金融機関名等を記載すること。（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義）

別紙様式第6号（第7の1関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農生産力強化対策事業  
事業評価報告書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表

殿

住 所

取組主体名称

代表者の役職及び氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第7の1の規定に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告します。



別紙様式第6号の別添

令和〇年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業評価  
報告書

(家畜能力等向上強化推進のうち肉用牛の出荷時期早期化対策)

1 肥育牛の出荷時期早期化の状況  
導入箇所名 ( )

	導入前年度 ( 年度)	導入年度 ( 年度)	導入1年後 ( 年度)	導入2年後 ( 年度)	備考
測定実施農家 戸数					
測定実施頭数					
出荷頭数					
平均出荷月齢					

- 注) 1 本表は導入箇所ごとに作成すること。  
2 測定実施頭数、出荷頭数及び平均出荷月齢は、測定実施農家における肥育牛を集計の対象とすること。また、測定頭数は実頭数とすること。

2 所見・評価

--

- 注) 1 導入箇所ごとに記入すること。  
2 機器導入による出荷時期早期化の状況に関する所見・評価に加えて、機器の活用方法や測定対象とした肥育牛の考え方、本事業以外の出荷時期早期化に向けた取組等についても具体的に記入すること。

別紙様式第7号（第7の2関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農生産力強化対策事業  
事業経過報告書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表

殿

住 所

取組主体名称

代表者の役職及び氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第7の2の規定に基づき、別添のとおり、事業の経過を報告します。

別紙様式第7号の別添

令和〇年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業経過  
報告書

(家畜能力等向上強化推進のうち肉用牛の出荷時期早期化対策)

1 肥育牛の出荷時期早期化の状況  
導入箇所名 ( )

	導入前年度 ( 年度)	導入年度 ( 年度)	導入1年後 ( 年度)	導入2年後 ( 年度)	備考
測定実施農家 戸数					
測定実施頭数					
出荷頭数					
平均出荷月齢					

- 注) 1 本表は導入箇所ごとに作成すること。  
2 測定実施頭数、出荷頭数及び平均出荷月齢は、測定実施農家における肥育牛を集計の対象とすること。また、測定頭数は実頭数とすること。

2 所見・評価

--

- 注) 1 導入箇所ごとに記入すること。  
2 機器導入による出荷時期早期化の状況に関する所見・評価に加えて、機器の活用方法や測定対象とした肥育牛の考え方、本事業以外の出荷時期早期化に向けた取組等についても具体的に記入すること。

別紙様式第8号（第11の3関係）

令和○年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業  
消費税仕入控除税額報告書

（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

番 号  
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表 殿

住 所  
取組主体名称  
代表者の役職及び氏名 印

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった補助金について、肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）実施要領第11の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額  
金 円  
(令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者※1が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料